

## 荒川区都心共同住宅供給事業補助金交付要綱

平成 8 年 3 月 2 9 日  
7 荒 街 再 発 第 5 7 号  
助 役 決 定  
平成 1 2 年 4 月 1 日一部改正  
平成 1 7 年 4 月 1 日一部改正  
平成 3 0 年 2 月 5 日一部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、荒川区都心共同住宅供給事業実施要綱（平成 8 年 3 月 2 9 日 7 荒街再発第 5 7 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、都心共同住宅供給事業のうち、東京都都市居住再生促進事業補助金交付要綱（平成 1 6 年 3 月 3 1 日 1 5 住地密第 2 6 1 号）第 2 四イ又はハに該当する事業に係る補助金の交付について、荒川区補助金等交付規則（昭和 6 2 年荒川区規則第 2 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象者)

第 2 条 この補助金の対象者となる者は、実施要綱第 2 条第 2 項に定める施行者とする。

### (補助対象事業及びその経費の算出方法)

第 3 条 実施要綱第 5 条第 1 項の各号に規定する補助事業のタイプについて補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とし、その経費の算出等は、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成 1 6 年 4 月 1 日 国住市第 3 5 2 号）の定めるところによる（補助対象事業費の概要は別紙のとおり）。

- (1) 調査設計計画
- (2) 建築物除却等（又は土地整備）
- (3) 共同施設整備

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する補助対象事業（建築物除却等及び共同施設整備）に係る補助金の交付対象者は、東京都都心共同住宅供給事業実施要領（平成 8 年 2 月 2 7 日 7 住開都第 2 4 7 6 号）第 6 に規定する認定を受けた施行者のみとする。

### (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、当該年度予算の範囲内で前条の経費の 3 分の 2 以内とする。

### (交付申請)

第 5 条 この補助金の交付を受けようとする施行者は、荒川区長（以下「区長」という。）に対して、関係書類を添えた補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。

### (交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条による補助金の交付申請があったときは補助金交付申請及び関係書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により施行者に通知するものとする。

2 区長は、前項の補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、必要に応じて条件を付することができる。

3 補助金の交付決定後において、事業内容の変更により補助金の額に変更を生じる場合には、前条及び前2項の規定を準用する。この場合の申請手続きは、補助金交付変更申請書（別記第3号様式）により行うものとする。

（交付方法）

第7条 補助の交付は、前条第1項の交付決定の通知後に、施行者から提出される補助金交付請求書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 補助金は、交付決定額の範囲内において、補助対象事業の区分ごとに概算により交付することができる。

（事業内容等の変更承認）

第8条 施行者は、交付決定後において補助対象事業に要する経費の配分を変更するときは、経費の配分の変更承認申請書（別記第5号様式）により区長の承認を受けなければならない。

2 施行者は、交付決定後において次に掲げる事業の内容を変更しようとする場合において、補助金の額に変更を生じないときは、事業内容変更承認申請書（別記第6号様式）により区長の承認を受けなければならない。

- （1） 共同住宅等の位置及び形態の変更
- （2） 事業を施行する区域の変更
- （3） 住宅の用に供される部分の面積の変更

（事業の中止又は廃止）

第9条 施行者は、交付決定後においてやむを得ない事情により事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（又は廃止）承認申請書（別記第7号様式）により区長の承認を受けなければならない。

（事業完了期日の変更）

第10条 施行者は、補助対象事業が交付決定後に付された期日までに完了しないと判断したときは、その理由を調査し、区長に速やかに完了期日変更報告書（別記第8号様式）により報告し、その処理について適切な指示を受けなければならない。

（事業遂行状況報告）

第11条 施行者は、事業の遂行状況に関し、区長に四半期（第4四半期を除く。）ごとに事業の遂行状況報告書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

（遂行命令等）

第12条 区長は、施行者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って

事業を遂行しないと認めるときは、施行者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命じることができる。

- 2 区長は、施行者が前項の命令に違反したときは、施行者に対し、事業遂行の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第13条 施行者は、事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、完了実績報告書（別記第10号様式）により、区長に速やかに報告しなければならない。

- 2 施行者は、事業が翌年度以降にまたがる場合で補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、前項によらず年度終了実績報告書（別記第11号様式）により、区長に速やかに報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条により実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助対象事業に要した費用に補助率を乗じて得た額と補助金の交付決定額とを比較し、いずれか低い額を交付すべき補助金の額と確定し、補助金の額の確定通知書（別記第12号様式）により施行者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 区長は、事業の実績報告書の提出を受けた場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう施行者に命じることができる。

(交付の中止及び交付決定の取り消し)

第16条 区長は、補助金の交付決定をした後において、施行者が補助金の交付を受けることが適当でないと認められたときは、補助金の全部又は一部の交付を中止することができる。

- 2 区長は、補助金の交付決定をした後において、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(1) 施行者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) 施行者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

(3) 施行者が、天災地変その他の事情により、事業を中止し、又は廃止したとき。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合にお

いて、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を施行者に命じるものとする。

- 2 区長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を施行者に命じるものとする。

#### (違約加算金及び延滞金)

第18条 前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、施行者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、施行者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### (違約加算金の計算)

第19条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### (関係書類、帳簿等の整理、保管)

第21条 施行者は、補助対象事業に係る収入、支出に関する帳簿、証拠書類、その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、当該事業の属する会計年度の終了後、5年間保管しなければならない。

#### (財産処分の制限)

第22条 施行者が補助事業により取得し又は効用を増加したもので、次に掲げる財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の

交付の目的、交付額、又は当該財産の耐用年数を勘案して、区長がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 工作物、機械及び器具
- (3) その他補助金の交付の目的を達成するために、特に必要があると認めるもの

(申請の撤回)

第23条 施行者は、この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後指定する期日までに、申請の撤回をすることができる。

(委任)

第24条 区長は、この補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な細目を別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

平成12年4月1日一部改正

附 則

この要綱が適用される以前において、補助事業適用の決定がなされている事業については、従前の要綱による。

別紙 補助対象事業費の概要（要綱第3条関係）

補助 対象 事業	補助事業タイプ		都心居住推進 タイプ	マンション建替え タイプ	
	補助対象事業費				
調 査 設 計 計 画	地盤調査費		×	×	
	基本設計費等		×	×	
	建築設計費（工事監理費のみ）		△	△	
建 築 物 除 却 等	移転除却費		○	○	
	整地費		○	○	
	補償費等		×	×	
共 同 施 設 整 備 費	空地等整備費		○	○	
	供給処理施設整備費		○	○	
	そ の 他 の 施 設 整 備 費	テレビ障害防除施設の整備費		×	×
		立体的遊歩道、人工地盤等の整備費		○	○
		電気室及び機械室の整備費		○	○
		共用通行部分の整備費		○	○
		公共用通路の整備費		×	×
		駐車場の整備費		○	○
		生活基盤施設の整備費		○	○
高齢者等生活支援施設の整備費		○	○		

（注意） 1 「○」は補助の対象となる事業費を表す。「△」は一部補助の対象となる事業費を表す。  
「×」は補助の対象とならない事業費を表す。

荒 川 区 長 殿

施行者  
住所  
氏名

年度都心共同住宅供給事業補助金交付申請書  
（ 地区）

年度都心共同住宅供給事業について補助金の交付を受けたいので、荒川区都心共同住宅供給事業補助金交付要綱第5条に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 補助対象事業の名称
- 3 補助対象事業の実施期間及び実施計画（別紙1のとおり）  
年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 交付申請額 円  
（補助対象事業の経費 円）
- 5 事業計画内訳書（別紙2のとおり）
- 6 交付申請額の算出方法等（別紙3のとおり）  
（注）補助対象事業の名称は、調査設計計画、建築物除却等、共同施設整備費を記入すること（以下、同様）。

別記第2号様式（第6条第1項関係）

第 号  
年 月 日

様

荒川区長

年度都心共同住宅供給事業補助金交付決定通知書  
（ 地区）

年 月 日付け 号で交付申請のあった 年度都心共同住宅供給事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定の内容

（1）補助事業及び地区の名称

この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 号の申請書に記載された 地区都心共同住宅供給事業とする。

（2）経費の配分等

経費の配分その他この事業の遂行計画等は、上記申請書記載のとおりとする。

（3）事業完了期日

年 月 日

3 交付条件

別記のとおりとする。

4 申請の撤回

この交付変更決定の内容または交付条件に異議があるときは、本交付決定通知書受領後、7日以内に交付申請の撤回ができる。

荒 川 区 長 殿

施行者  
住所  
氏名

年度都心共同住宅供給事業補助金交付変更申請書  
（ 地区）

年 月 日付け 号で交付決定の通知を受けた 年度都心共同住宅  
供給事業補助金について変更交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 変更を必要とする理由
- 3 補助対象事業の実施期間  
年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 補助金交付変更額  
交付決定額 円  
交付変更申請額 円  
差引増△減額 円
- 5 交付変更申請額の算出方法等（別紙のとおり）  
（注）交付変更申請額の算出方法等は、すべて補助金交付申請の様式を準用する。  
なお、添付図面等は変更に係る部分のみを添付すること。

別記第4号様式（第7条第1項関係）

## 補助金交付請求書

請求金額	円
------	---

ただし、 年 月 日付け 号をもって交付決定を受けた都心共同住宅供給事業にかかる補助金について下記のとおり請求します。

交付決定額	円
既請求済額	
今回請求額	
請求残額	

別紙内訳書のとおり

年 月 日

荒川区長 殿

施行者  
住所  
氏名

別記第5号様式（第8条第1項関係）

年 月 日

荒川区長 殿

施行者  
住 所  
氏 名 印

年度都心共同住宅供給事業補助金の  
経費の配分変更承認申請書（ 地区）

年 月 日付け 号で交付決定のあった標記事業の補助金の経費の配分を下記事由により、別表のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 経費の配分変更を必要とする具体的な理由
- 2 経費の配分変更内訳書（別表）

別表 経費の配分の変更内訳書 (単位：千円)

	補助対象事業費		補助金		補助率	摘要
	金額	増△減	金額	増△減		
(1) 調査設計計画						
(2) 建築物除却等						
(3) 共同施設整備						
合計						

- (注) 1. 金額欄には、下段に今回変更申請額を、上段に既交付決定額を（ ）書で記載すること。
2. 金額の算出方法等は、すべて補助金交付申請の様式を準用すること。  
なお、添付図面等は、変更に係る部分のみを添付すること。

別記第6号様式（第8条第2項関係）

年 月 日

荒川区長殿

施行者  
住 所  
氏 名 印

年度都心共同住宅供給事業の事業内容  
変更承認申請書（ 地区）

年 月 日付け 号をもって補助金の交付決定を受けた標記事業  
について、下記のとおり事業内容を変更したいので、関係書類及び図面を添えて申請し  
ます。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 変 更 内 容
- 3 変 更 理 由
- 4 関係書類及び図面（別紙のとおり）

（注）内容の変更に伴って金額の移動がある場合には、すべて補助金交付申請の様式を  
準用する。

なお、添付図面等は変更に係る部分のみ添付すること。

別記第7号様式（第9条関係）

年 月 日

荒川区長 殿

施行者

住 所

氏 名

印

年度都心共同住宅供給事業一部（又は全部）  
中止（又は廃止）承認申請書（ 地区）

年 月 日付け 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度都心共同住宅供給事業について、下記により当該事業の一部（又は全部）を中止（又は廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（又は廃止）を必要とする理由
- 2 中止（又は廃止）に係る事業の内容及び金額（別表のとおり）
  - ①交付決定額 円
  - ②廃止申請額 円
  - ③差 引 額 円
- 3 工程表
- 4 添付書類、補助金交付申請書及び交付決定通知書の写、補助金受入調書等

（注）

1. 工程表は、補助金交付申請の別紙1（実施計画）の様式を準用する。
2. 補助金受入調書は、完了実績報告の別紙2（補助金受入調書）の様式を準用する。

別記第8号様式（第10条関係）

年 月 日

荒川区長 殿

施行者

住所

氏名

印

年度都心共同住宅供給事業の  
完了期日変更報告書（ 地区）

年 月 日付け 号で標記事業に係る補助金の交付決定通知書を受けたが、同通知に付された完了期日には、下記事由により事業の完了が困難となったので報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 交付決定通知に付された補助対象事業の完了期日
- 3 変更すべき補助対象事業の完了予定期日
- 4 変更の事由
- 5 事業実施状況表（別表のとおり）
- 6 工程表
- 7 参考資料 写真等工事の進捗状況を把握できるもの。

（別表）

地区名 (又は工区)	補助対象 事業	補助対象 事業費	契約済 補助対象 事業費	契約 年月日	契約 工期	当初完了期日 までの 予定出来高	備考
						%	
小計							
小計							
合計							

（注）工程表は、補助金交付申請書の別紙1（実施計画）の様式を準用する。

別記第9号様式（第11条関係）

年 月 日

荒川区長殿

施行者  
住所  
氏名 印

年度都心共同住宅供給事業遂行状況報告書

（ 地区）

下記のとおり、 年 月 日現在の遂行状況について報告いたします。

（工区名）

種別		遂行状況報告内容（上段：数量、下段：構成比）				備考
		計画	未着手	進捗中	完了	
調査設計計画	地盤調査					
			%	%	%	
調査設計計画	基本設計等					
			%	%	%	
建築物除却等	除却・移転					
			%	%	%	
建築物除却等	補償等					
			%	%	%	
共同施設整備	空地等設備					
			%	%	%	
	その他の施設等 （積上積算施設のみ）					
			%	%	%	
共同施設整備	包括積算施設					
			%	%	%	

- （注）
- 1 地区が工区に分かれている場合は、上記「工区名」を記載し、工区毎の表を作成すること
  - 2 種別は、建築設計、整地、供給処理施設整備、電気室及び機械室の整備などを記載すること
  - 3 設計、計画、補償等の場合を除き、原則として、事業進捗状況が分かる写真を提出すること。
  - 4 積上積算施設については、それぞれ種別ごとに表記すること。

年 月 日

荒川区長 殿

施行者  
住 所  
氏 名

印

年度都心共同住宅供給事業の  
完了実績報告書 ( 地区)

年月日付け 第 号で補助金の交付決定通知書を受けた標記事業が  
完了したので、荒川区都心共同住宅供給事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により  
関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の名称

地区都心共同住宅供給事業

2 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額 円  
補助金の精算額 円

3 補助対象事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

#### 4 補助対象事業の成果

種 別	事 業 量		
	計 画	完 了	
① 空地等	(イ) 通路	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(ロ) 駐車施設	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(ハ) 児童遊園	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(ニ) 緑地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(ホ) 広場	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	小計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
② 供給処理施設	(イ) 給水施設	※	※
	(ロ) 排水施設	※	※
	(ハ) 電気施設	※	※
	(ニ) ガス供給施設	※	※
	(ホ) 電話施設	※	※
	(ヘ) ごみ処理施設	※	※
	(ト) 情報通信施設	※	※
	(チ) 熱供給施設	※	※
小計			
③ その他の施設等整備費	(イ) 共用通行部分	※	※
	(ロ) 防災性能強化工事		
	(ハ) 防災関連施設		
	(ニ) 航空障害燈設置		
	(ホ) 防音・防振等		
	(ヘ) 社会福祉施設等との一体的		
	(ト) 立体的遊歩道及び人工地盤施設		
	(チ) 公共用通路		
	(リ) 駐車場		
	(ヌ) 機械室(電気室を含む)	※	※
	(ル) 集会所・管理事務所	※	※
	(ヲ) 高齢者等生活支援施設		
	(ワ) 子育て支援施設		
	(カ) 避難施設	※	※
	(コ) 消火設備及び警報設備設置	※	※
	(ク) 監視装置設置	※	※
	(ケ) 避雷設備設置		
(ク) 電波障害防除設備設置			
小計			
包括積算施設			

(注) 種別の内容は、該当するもののみを記載すること。

#### 5 添付書類

- (1) 補助金精算調書 (別紙1)
- (2) 補助金受入調書 (別紙2)
- (3) 事業実施状況 (別紙4)
- (4) 事業完了写真
- (5) その他参考となる資料

別記第11号様式（第13条第2項関係）

年 月 日

荒川区長殿

施行者  
住 所  
氏 名 印

年度都心共同住宅供給事業等整備事業年度終了実績報告書  
（ 地区）

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた標記  
事業の 年度における実績について荒川区都心共同住宅供給事業補助金交付要綱第  
13条第2項の規定により関係書類を添え、別紙のとおり報告します。

関係添付書類

1. 補助金受入調書（別紙1）
2. 事業遂行工程表（別紙2）

（注）補助金受入調書は、完了実績報告書の別紙2（補助金受入調書）の様式とする。

別記第12号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

荒川区長

年度都心共同住宅供給事業補助金の額の確定通知書（ 地区）

年 月 日付けで完了実績報告のあった 年度都心共同住宅供給事業補助金については、荒川区都心共同住宅供給事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

確定補助金額	金	円
交付決定金額	金	円
交付済金額		円
返還金額		円